
4. 国際刑事裁判所（ICC）の「危機」と「レジリエンス」をどう捉えるか—米国による制裁（外）とアフリカからのバックラッシュ（内）を通して—

藤井広重

要旨

本稿の目的は、国際刑事裁判所（ICC）が直面してきた「危機」について、米国とアフリカ諸国との関係を素材に検討し、そこからみえるレジリエンスの現象を提示し、政策的含意に向けた土台を構築することである。ICCはローマ規程の採択と発効により、常設の国際的な刑事裁判所として制度化された。しかし、制度として成立し、肃々と運用されているからといって、その背後にある規範や理念が自動的に強化されるわけではない。むしろ制度の存在が可視化されればされるほど、それを取り巻く政治力学が鮮明になり、制度の脆弱性や限界が露呈する。本稿は、第一に、非締約国である米国による制裁措置を中心とした「外部からの干渉」を検討する。第二に、アフリカ連合（AU）によるICCへの非協力決定、司法および人権アフリカ裁判所（ACJHR）構想、集団脱退戦略文書、国際司法裁判所（ICJ）への勧告的意見要請の試み、さらにはローマ規程締約国会議（ASP）における規程・規則改正の働きかけを「内部からの干渉」として分析する。ここでは、バックラッシュ（backlash）の概念に関する先行研究を踏まえ、アフリカ諸国のアプローチを「制度の破壊」ではなく「制度の制御」を志向する戦略として再解釈する。第三に、ICCのレジリエンスを三層

(司法的・外交的・社会的) から提示できる点を指摘する。以上の検証を通じて、ICC の危機は単なる制度の弱体化ではなく、国際刑事司法の将来をめぐる再編の契機であることを明らかにする。

キーワード：米国による IEEPA 制裁（対 ICC 制裁）、アフリカ連合（AU）によるバックラッシュ／非協力、ローマ規程（補完性の原則）、「制度の制御」としての再解釈（backlash 概念）、ICC のレジリエンス（三層：司法・外交・社会）

1. はじめに——「危機」としての国際刑事司法

国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）は、ジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪といった最も重大な犯罪に対して個人の刑事責任を問う常設の国際裁判所として構想され、1998年ローマ規程の採択、2002 年の発効を経て制度化された。その成立は、ニュルンベルク裁判や東京裁判、旧ユーゴスラビア国際刑事法廷（ICTY）、ルワンダ国際刑事法廷（ICTR）などのアドホックな裁判所の経験を制度的に継承し、「不処罰との闘い」や「責任追及の普遍化」といった規範を体現する象徴的な出来事として受け止められてきた¹。

しかし、制度が成立し、裁判手続が進捗しているからといって、その背後にある規範や理念が直線的に強

¹ ハイブリッド刑事法廷（混合法定）を含む、国際的な刑事裁判所の発展過程についての詳細は、藤井広重「国連と国際的な刑事裁判所：アフリカ連合による関与の意義、課題及び展望」『国連：戦後 70 年の歩み、課題、展望（国連研究 第 17 号）』 国際書院、2016 年。

化されるわけではない。むしろ、ICC という制度によって可視化された国際刑事司法は、国際政治の舞台のなかでも、特に紛争後のアカウンタビリティの文脈において一定の影響力を獲得したが、ICC を取り巻く政治力学や地政学的利害が前景化し、制度の脆弱性や限界が露わになってきた。そのため、必ずしも ICC を支える規範や理念が発展してきたとはいえない状況にある。本稿が焦点を当てる「危機」とは、単に ICC の威信が傷つく出来事や、個々の裁判が失敗に終わる事態を指すのではない。それは、国際刑事司法制度に本来想定されていた規範的役割が、現実の権力関係のなかで動搖し、制度の存立条件そのものが問い合わせられる局面を意味する。

この意味で ICC は、その成立直後から既に「危機」のなかにあったともいえる。ローマ規程に署名したものの批准を見送った米国は、政権交代のたびに ICC に対する態度を大きく変化させ、ときに強い敵対心を示してきた。国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Powers Act: IEEPA）に基づく制裁措置は、その極端な表れであり、非締約国である米国が、経済・金融システムを使い、ICC を直接的に圧迫する構図を作り出した。他方で、ローマ規程最大の地域ブロックともいえるアフリカは、当初は ICC 設立を支持し、多くの締約国を送り出したにもかかわらず、その後、アフリカ連合（African Union: AU）を通じた非協力決定、司法および人権アフリカ裁判所（African Court of Justice and Human Rights : ACJHR）構想、集団脱退戦略文書、国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）への勧告的意見要請の試み、さらにはローマ規程締約国会議（Assembly of States Parties: ASP）における規程・規則改正の働きかけなどを通じて、ICC に対する強い不信と批判を表明してきた。

本稿は、このような ICC をめぐる「危機」を、米国とアフリカ諸国との関係から検証する。その際、「危機」を単なる制度の弱体化や崩壊への過程としてではなく、新たな制度構築や規範構造の再編への契機として捉え直すことができる点を明らかにする。そこで、第一に、非締約国である米国による制裁措置を中心と

した「外部からの干渉」を検討する。第二に、AU による ICC 非協力決定、ACJHR 構想、集団脱退戦略文書、ICJ への付託の試み、ASP における規程・規則改正などを、「内部からの干渉」として整理する。ここでは、バックラッシュ (backlash) 概念に関する先行研究を参照しつつ、アフリカ諸国のアプローチを「制度の破壊」ではなく「制度の制御」を志向する戦略として再解釈する。そして、第三にこれらの議論から、ICC をめぐるレジリエンスについて司法的・外交的・社会的という三層から指摘することで、今後の政策的含意を検討する際の枠組みを提示したい。

2. ICC の制度的特徴と「危機」を生み出す構造

国際刑事裁判所 (ICC) が米国からの制裁やアフリカ諸国からの反発に直面してきた背景には、単に個別事件の政治的対立があるわけではない。より本質的には、ICC の制度が、複数の法秩序・政治秩序が重層的に交差する「制度的接合点 (institutional interfaces)」に位置していることに起因する。この概念は Alter, Helfer, Madsen (2018) らが国際裁判所研究において提示してきた、国内法秩序・地域秩序・国際秩序が重なる場所にこそ紛争と反発が集中する、という知見に依拠しており²、制度的接合点では、解釈の揺れ、権限の重複、政治と法の境界の曖昧さが表出し、国家・地域機構・国連など複数のアクターがその意味づけをめぐって競合する。そこで、本稿の議論を進める前提として、ICC の制度的接合点を指摘することで、それがいかなる意味で「危機」を抱え込みやすい構造であるのかを整理する。

² Karen J. Alter, Laurence R. Helfer, and Mikael Rask Madsen (eds.), *International Court Authority*, Oxford University Press, 2018.

本稿が指摘する制度的接合点とは、①複数の規範体系が重なることで生じる曖昧性、②解釈や権限の帰属が争われる競合性、③法的な判断と政治的な判断が接近し混在するような権威争奪性、によって構成されると考える。この接合点は平時には制度の柔軟性を確保する一方、紛争時には反発、制度不信、あるいは制度に対する直接的な攻撃が集中する圧力点となりやすい。本節では、補完性の原則、現職の国家元首・政府高官に対する訴追、国連/国連安保理との関係という三領域における制度的接合点を整理し、これらが後に論じる米国とアフリカの反発行動を構造的に可能にしたことを明らかにする。

第一に、補完性の原則はローマ規程の核となる概念であり、第1条および第17条において、ICCは国内裁判所に補完的な裁判所であることが明記されている。すなわち、国内で捜査や訴追が行われている場合、ICCはたとえ管轄権を形式的に有する事案であっても介入しない。他方で、国内が「意思または能力を欠いている」場合には、ICCが代替的に管轄権を行使しうる。この構造は、国家主権を尊重する観点からは合理的であり、多くの国がローマ規程を批准するための条件を整えたともいえる。しかし、政治的に見れば、國家が補完性の原則を盾に形式的な国内手続きを整えることで、実質的な責任追及を回避する余地を残すものもある。ここに法的、政治的に二層構造の接合点が形成される。

そもそも補完性の原則は、ICCが国内の捜査・訴追を審査する構造である。ICCが国家の真正な手続きを判断するため、国家主権と国際刑事司法が想定する裁量の領域が重なる典型的な接合点となる。換言すれば、“主権への介入”として捉えられる場合もあれば、“国際司法の監督”として捉えられる場合もありうるわけで、とりわけ、主権への介入として捉えられれば、国家は形式的手続を整えることで、補完性の原則を主張する。もちろん、補完性の原則は、国家の能力向上を意図した制度である。しかし、政治的には当事国の都合によって、ICCによる介入を戦略的に阻止することもでき、また他方で、国家がICCを自らの外交的・安全保障上の利益のために招き入れ、利用することも可能であるといえる。

第二に、ICC が公的地位にかかわらず訴追を行うローマ規程第 27 条をめぐって、同第 98 条の規定との関係で制度的接合点がみられる。第 27 条 1 項は、ローマ規程が公的地位にかかわらず適用されることを定め、個人の刑事責任に関する一般国際法の議論を踏まえ、地位に基づく免除を明確に否認する。他方、第 98 条 1 項は、締約国が第三国との間の国際法上の義務に違反することなく逮捕・引渡し協力を行えない場合には、まず当該第三国から免除の放棄を得る必要があると規定し、外交特権・地位協定・一般国際法上の免除といった既存義務を尊重している。このため、国連安保理付託によって非締約国の現職の国家元首および政府高官が ICC の管轄下に置かれる場合、第 27 条に基づき免除が否定されるべきか、第 98 条による外交的免除を優先すべきか、立場によって異なる解釈を提示される余地が生じている。アフリカ諸国は、スーダンのバシール大統領が訪問した際の協力義務をめぐって、この条文間の緊張を指摘しつつ、自らに不利な解釈がなされていると批判してきた。この争点は、後述するように、国連総会を通じた ICJ への勧告的意見の付託を要求するという形で法的・政治的な対立を引き起こした。

ここで重要なのは、両者の対立が単なる条文の読み方の違いにとどまらず、「誰が最終的な解釈権威を持つのか」をめぐる争いに発展しかねないという点である。ICC は、自らの規程に基づき第 27 条を優位に解釈する一方、アフリカは異なる立場を AU や国連総会などの ICC とは異なるアリーナにて主張する。これは、制度的接合点における解釈の主導権をめぐって引き起こされた ICC の司法的権威に対する構造的な挑戦、と位置付けられよう。

さらにローマ規程第 98 条をめぐる議論として、同 2 項は、国連平和維持活動などのための地位協定(SOFA / SOMA)、その他の刑事管轄権の行使を制限する国際協定に基づく義務と締約国の ICC 協力義務との関係を調整する目的で設けられた条項である。条文上は特定国民に対する「同意のない引渡し」を防止するため、当該協定の相手国から「免除の放棄」を得ない限り、締約国は ICC に対する引渡し義務を履行できないこ

とが規定されている³。米国はこの条項を根拠として、2002年以降、各国との間でいわゆる「第98条協定(Article 98 Agreements / Bilateral Immunity Agreements: BIAs)」を多くの国家と締結した。これらの協定は、米国民をローマ規程締約国からICCへ引渡さない義務を相手国に課すことで、ICCの管轄権行使を米国民に対して封じるための事前免除装置であった⁴。

米国外交団の一員でもあったDavid Schefferは、BIAsの狙いを、アメリカ国民をICCの手の届かない場所に置くための制度的防衛線と明確に説明している⁵。またBoscoも、BIAsを「補完性と第98条の曖昧性を利用した米国の主権防衛戦略」と位置づけている⁶。しかしその後、ICC検察官がアフガニスタンおよびパレスチナを捜査対象とし、米軍兵士およびCIA職員の行為が捜査対象に含まれる可能性が生じた。このため、米国はBIAsだけでは自国民を守れないと判断したことで、制度的接合点に対する直接的な政治的反応としてIEEPA(国際緊急経済権限法)に基づくICCへの制裁を発動したといえる。

第三に、ICCと国連/国連安保理との関係からも、制度的接合点を確認することができる。両者の関係は、関係協定やローマ規程第13条において定式化されている。まず、国連安保理は、国連憲章第7章に基づく決議を採択することにより、スーダン(ダルフール)やリビアのように非締約国の事態をICCに付託することができる。他方で、シリアやイスラエル/パレスチナなど、重大な戦争犯罪が疑われる地域の状況については、国連安保理からのICCへの付託は拒否権が行使されるなど阻まれてきた。アフリカの非締約国でのみで介入が行われてきた偏りは、「選択的正義」批判の重要な論拠となっている。すなわち、ICCと国連安保

³ William A. Schabas, *The International Criminal Court: A Commentary on the Rome Statute*, 2nd ed., 2017.

⁴ Dapo Akande "International Law Immunities and the International Criminal Court." *The American Journal of International Law*, vol. 98, no. 3, 2004, pp. 407-33.

⁵ David Scheffer, *All the Missing Souls: A Personal History of the War Crimes Tribunals*, Princeton University Press, 2012.

⁶ David Bosco, *Rough Justice: The International Criminal Court in a World of Power Politics*, Oxford University Press, 2014.

理との関係は、国際刑事司法と集団安全保障という二つの制度間の接合点であると同時に、地理的・政治的偏りを内包した制度的接合点にもなっている。

この国連安保理との接合点に、さらにもう一層重なるのが、ICC 職員・判事に対する特権免除の問題である。2004 年に発効した「国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定 (Agreement on the Privileges and Immunities of the International Criminal Court: APIC)⁷」によって、ICC そのものの法的人格、職員や判事、証人・専門家等の行動については、特権・免除を享受することになっている。ただし、APIC はローマ規程とは別個の条約として締約国等に開放されており、批准国において、ICC 関係者が国内裁判所の管轄から基本的に免除されることになる。加えて、裁判所が位置するホスト国であるオランダとの間には本部協定が締結されており、ハーグ所在の本部施設およびその職員に対して、国連本部協定に類似した保護が与えられている。

しかし、APIC を批准しているのは、2025 年 11 月時点で 80 力国にとどまっている（ローマ規程締約国 125 力国）。つまり、APIC を批准していないローマ規程締約国も多数存在しており、また米国やイスラエルなどの非締約国に APIC は当然に適用されない。このため、ICC 関係者が第三国で活動する際の特権免除の範囲は、国ごとの条約関係や国内法に依存する。IEEPA 制裁は、まさにこの保護の「空白」を突く形で発動されたといえよう。このような実態は、ICC が国連安保理付託を通じて非締約国の国民に管轄権行使する一方で、ICC 職員・判事が非締約国および APIC 未批准国家から十分に保護されていないという「ねじれ」を象徴している。

⁷ Agreement on the Privileges and Immunities of the ICC (APIC), *United Nations treaty Collection* <https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-13&chapter=18&clang_en>(accessed 8 December 2025).

この「ねじれ」は、国連との接合点にも反映される。たとえば、被占領パレスチナ地域に関する国連特別報告者が米国制裁の対象となった際、国連事務総長や人権理事会は、特別報告者が国連特権免除協定の保護対象であることを強調し、米国に対し制裁再考を求めた。しかし、ICC 職員・判事の場合、国連と同様の保護が暗黙裡に享受できるのかについては必ずしも期待できない。ICC は国連の補助機関ではなく、関係協定は存在するものの、国連憲章に基づく完全な「家族」というわけではない。司法機関として独立性を重視しなければならぬものの、国際機構としては中途半端な位置づけとなっている。このような ICC と国連との複雑な関係は、制度的接合点における構造的曖昧性の現れとなって、「危機」の圧力点となる要因となっている。

以上のように、ICC の制度は、複数の法体系と政治体系の接合点に立つ構造となっている。そこで、以下にてこれら接合点にて展開してきた米国とアフリカからのアプローチをまとめていく。

3. 外部からの干渉としての危機——米国による制裁の構造

3-1 米国と ICC の関係史——許容と敵対の振幅

米国は、ローマ規程の交渉過程に関与し、クリントン政権のもとで 2000 年末に署名した。しかし、その後のブッシュ政権は 2002 年 5 月に、ジョン・ボルトン名義で国連事務総長に「米国はローマ規程を批准する意図がなく、署名から生じる義務は認めない」との通告をおこなった⁸。さらに、2002 年制定の米国兵士保護法 (American Service-Members' Protection Act : ASPA) は、米軍要員が ICC によって訴追されること

⁸ Department of State, *Letter to UN Secretary-General Kofi Annan* (John R. Bolton), 6 May 2002.

を強く警戒し、ICCへの協力を制限した。国内法の整備とともに、米国は、多数の国と BIAs を結び、自国民を ICC に移送しないことを約束させた。こうして米国は、ローマ規程自体に対しては距離を取りつつ、同盟国・援助国との二国間関係を通じて、ICC の潜在的影響力を封じ込めようとした。

ただし、ブッシュ政権は ICC を全面的に敵視していたわけではない。スーダン・ダルフール情勢に対する国連安保理決議による ICC 付託に際し、米国は棄権を選択した。拒否権の行使を見送ったことは、米国が ICC を自国民に対する脅威として警戒しつつも、他の指導者や武装勢力の責任を追及するための手段としては一定の有用性を認めていたことを示唆する。

2009 年からのオバマ政権は、この流れを引き継ぎつつも、ICC に対してより柔軟に、建設的な関与を選択してきた。たとえば、リビア情勢に関する国連安保理での ICC 付託決議には賛成票を投じた。このときは、米国だけではなく、ロシアや中国、また、非常任理事国のアフリカ諸国も賛成票を投じている。また、コンゴ民主共和国の事件にて ICC から逮捕状が発付されていたンタガンダ（Bosco Ntaganda）を、ルワンダの米国大使館が出頭を受けて確保した際には、ハーグまでの移送に協力するなど、限定的ながらも実務レベルでの ICC との連携事例を確認することができる。

しかし、このような関係は 2017 年からの第一次トランプ政権によって根本的に転換された。とりわけ、緊張を高めたのは、2020 年 3 月 5 日に ICC 上訴審がアフガニスタンの事態に関する検察局による捜査を認可し、ICC 檢察官が同事態に関する捜査において米軍兵士や CIA 職員の行為も対象に含まれる可能性を示唆したことにある。これをトランプ政権は「主権侵害」とみなし、IEEPA に依拠して、大統領令 13928 を発出した⁹。この大統領令は、ICC が米国及び同盟国の要員を同意なく捜査し、訴追しようとする行為を「国家の

⁹ Executive Order 13928 (2020) <<https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/04/01/executive-order-on-the-termination-of-emergency-with-respect-to-the->

安全保障に対する異常かつ重大な脅威」と位置づけ、ICC の検察官や幹部職員、そしてその活動に「実質的支援」を行う人や組織に対して、米国内資産の凍結、入国禁止、米国民・企業との取引禁止などの制裁を科すことを認めた。その象徴的な結果として、当時の ICC 検察官ファトゥ・ベンソーダ (Fatou Bensouda) と一部幹部が、SDN (Specially Designated Nationals) リストに、テロ組織や麻薬カルテルと並んで掲載された。

2021 年からのバイデン政権はこの制裁措置を終了させる大統領令を発し¹⁰、米国と ICC との関係を一定程度修復しようとした。しかし、2025 年の政権交代により再びトランプ政権が誕生すると、ICC がパレスチナの事態に関する捜査や逮捕状発付を進めたことに強く反発し、IEEPA に基づく新たな制裁枠組みを創設した。第二次トランプ政権による大統領令 14203¹¹は、検察官だけでなく判事複数名や副検察官（表 1）、さらにはパレスチナ人権 NGO に対しても制裁を拡大し、ICC と連携する市民社会にまで制裁の網を広げるに至った。米国と ICC との関係は、「慎重な建設的関与」から「露骨な敵対」へと大きく揺れ動いている。

[international-criminal-court/](#) (accessed 8 December 2025).

¹⁰ Executive Order 14022 (2021) <<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/executive-order-14022-termination-emergency-with-respect-the-international-criminal-court>> (accessed 8 December 2025).

¹¹ Executive Order 14203 (2025) 「Imposing Sanctions on the International Criminal Court」<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/imposing-sanctions-on-the-international-criminal-court/?utm_source=chatgpt.com> (accessed 8 December 2025).

指定日	氏名	当時の役職	根拠/大統領令	現状・備考
2020-09-02	ファトゥ・ベンソウダ (Fatou Bensouda)	Prosecutor	EO 13928	2021-04-05 解除 (EO 14022 による非常事態解除および SDN から削除)
2020-09-02	ファキソ・モチョチョコ (Phakiso Mochochoko)	Head of Jurisdiction, Complementarity and Cooperation)	EO 13928	2021-04-05 解除 (同上)
2025-02-13	カリム・アサド・アフマド・カーン (Karim A. A. Khan)	Prosecutor	EO 14203	指定済み。米国連邦裁判所で EO の一部執行差止めの判決あり。
2025-06-05	ソロミー・バルンギ・ボッサ (Solomy Balungi Bossa)	Judge	EO 14203	
2025-06-05	ルス・デル・カルメン・イバニエス・カランザ (Luz del Carmen Ibáñez Carranza)	Judge	EO 14203	
2025-06-05	レイン・アデライド・ソフィー・アラビニ-ガンソウ (Reine Adelaide Sophie Alapini-Gansou)	Judge	EO 14203	
2025-06-05	ベティ・ホーラー (Beti Hohler)	Judge	EO 14203	
2025-08-20	ニコラ・ヤン・ギュー (Nicolas Yann Guillou)	Judge	EO 14203	
2025-08-20	ナザット・シャミーム・カーン (Nazhat Shameem Khan)	Deputy Prosecutor	EO 14203	
2025-08-20	マメ・マンディアイ・ニヤン (Mame Mandiaye Niang)	Deputy Prosecutor	EO 14203	
2025-08-20	キンバリー・プロスト (Kimberly Prost)	Judge	EO 14203	

表 1 米国から制裁対象となった ICC 職員リスト (本稿参考文献から筆者作成)

3－2 IEEPA 制裁の法的構造と ICC への影響

IEEPA は、米国大統領が「米国の国家安全保障、外交政策、経済に対する異常かつ重大な脅威」とみなした対象に対して、経済制裁を発動することを認める法律であり、これまで主に敵対する国家の要人やテロ組織に対して適用してきた。これを ICC に適用するということは、ICC そのものが米国の安全保障上の「脅威」として位置づけられたことを意味する。ここには、単に捜査対象に米軍兵士や同盟国が含まれうるという実利的な懸念だけでなく、自国の軍事行動が国際的な司法の場で審査されうるという象徴的な意味への拒絶がうかがえる。加えて、2025 年の大統領令 14203 では、SDN リストを管理する米国財務省の外国資産

管理局（OFAC：Office of Foreign Assets Control）が関連制裁規則を整備し、2025年7月1日に31 CFR

Part 528¹²を告示したことでの本格的な制裁を実施する体制が整えられた。

この点、先の節でも触れたように ICC は、APIC に基づき、その職員や判事に対する一定の特権免除を享受するはずであるが、APIC は基本的にローマ規程締約国との間の条約であり、非締約国である米国には当然適用されない。また、APIC 自体を批准していない締約国も日本を含め少なくないため、ICC の特権免除は必ずしも国際社会全体において確立されているとはいえない。IEEPA 制裁は、このような地位の保証をめぐる空白を突くかたちで、ICC の組織運営と職員の安全に直接的な影響を及ぼしうる¹³。

さらに重要なのは、大統領令が ICC に対して実質的な支援を行った人や組織も制裁対象に含めている点である。これにより、ICC の捜査や訴追に協力する専門家、研究者、弁護士、NGO 職員などが、米ドル取引や米国企業との契約、米国入国の機会を失うリスクを負うことになる。実際に 2025 年 9 月 4 日にパレスチナの NGO である Al-Haq、Palestinian Centre for Human Rights (PCHR)、Al-Mezan の 3 団体が SDN リストに指定され、資産凍結と米国起点の資金・物品・サービス遮断が発生したとされる。翌日には 3 団体からは、ICC との協力継続を表明する声明が発せられたが、今後の活動がどのような影響を被るのか不透明である。グローバルな金融システムにおいてドル決済は依然として支配的であり、米国の制裁は域外適用的な性

¹² 31 CFR Part 528: ICC-Related Sanctions Regulations <https://www.ecfr.gov/current/title-31 subtitle-B/chapter-V/part-528?utm_source=chatgpt.com> (accessed 8 December 2025).

¹³ たとえば、ICC からは米国からの制裁に対し、以下のステートメントが発出されている。ICC, *Statement of ICC President Judge Tomoko Akane following the issuance of US Executive Order seeking to impose sanctions on the International Criminal Court (Feb. 2025)* <<https://www.icc-cpi.int/news/statement-icc-president-judge-tomoko-akane-following-issuance-us-executive-order-seeking#:~:text=I%20note%20with%20deep%20regret%20the%20issuance%20by,innocent%20victims%20of%20atrocities%20of%20justice%20and%20hope>> (accessed 8 December 2025); ICC, *The ICC strongly rejects new US sanctions against Judges and Deputy Prosecutors (Aug. 2025)*, <https://www.icc-cpi.int/news/icc-strongly-rejects-new-us-sanctions-against-judges-and-deputy-prosecutors?utm_source=chatgpt.com> (accessed 8 December 2025).

格を持つ。そのため、ICC に関わるだけで広範な国際取引から排除される可能性が生じ、ICC の活動に対する萎縮効果（chilling effect）は甚大である。

3－3 制裁への抵抗からみるレジリエンスの現象

もっとも、このような制裁に対して ICC と国際社会が全面的に無力であったわけではない。米国内では、弁護士団体や市民団体が、大統領令が憲法上の表現の自由や適正手続を侵害する疑いがあるとして訴訟を提起し、連邦裁判所が一定範囲での差止めを命じた。同裁判所は、ICC に対する法的助言や証拠提出が学術活動・言論活動の一環であることを認め、それらを制裁対象とすることは合衆国憲法修正第一条に反すると判断したのである¹⁴。こうして、ICC に対する制裁そのものではないが、国内法の枠内から政権による対外制裁権限に対して司法的コントロールが及びうることが示された。

また、欧州連合（EU）は繰り返し声明を出し、ICC の独立性と普遍的な役割を擁護する立場を示している。具体的な施策として、EU は、域外適用的な米国制裁から自国企業・市民を守るために、いわゆる EU Blocking Statute を整備してきた（対米域外適用制裁防止法, Council Regulation (EC) No 2271/96, 1996 年 11 月採択）。これは対キューバ、対イラン等の制裁への対抗措置として取り組まれてきたが、ICC 関係者への制裁に対しても、EU 域内の金融機関や企業が米国制裁に一方的に従うことの抑制する法的枠組みとして活用されうる。ただし、米国と EU のどちらの枠組みからのペナルティが損をするのか、という判断が求められることになり、場合によっては米国を優先する企業等も存在するかもしれない。決して Blocking Statute が

¹⁴ *Smith v. Trump*, No. 1:25-cv-00158-NT (D. Me. July 18, 2025) (granting preliminary injunction). 詳細な情報については、ACLU website <https://www.aclu.org/cases smith-v-trump?utm_source=chatgpt.com> (accessed 8 December 2025).

米国からの ICC 制裁に対する万能薬として機能するとまではいえない。

国連においても、「パレスチナ占領区の人権に関する特別報告者(UN Special Rapporteur on the situation of human rights in the occupied Palestinian territories)」を務めるフランチェスカ・パオラ・アルバネーゼ (Francesca Paola Albanese) 氏が SDN リストへ指定された。国連の特別報告者が制裁対象となったことを受け、国連事務総長や人権理事会は、特別報告者が国連特権および免除に関する協定の保護を受けるべき存在であることを確認し、米国に対して制裁の再考を求めた。また、人権 NGO や国際刑事司法を支援する市民社会組織は、ICC への制裁が被害者の正義へのアクセスを妨げるものであると批判し、声明やキャンペーンを通じて国際世論に訴えかけた。日本でも、ヒューマン・ライツ・ウォッチとヒューマンライツ・ナウが中心となり、日弁連の構成員とともに衆議院第二議員会館にて院内集会を開催するなど、ICC に対する制裁に反対する積極的な活動が確認できる¹⁵。

これらの動きは、IEEPA 制裁の法的根拠を直接否定するものではないが、ICC に対する外部からの攻撃に対して、多層的なレジリエンスが形成されうることを示している。すなわち、米国という強大な非締約国による制裁は ICC に深刻な「危機」をもたらしたが、それは同時に、国内司法、地域機構、国連、市民社会などが ICC の正当性を再確認し、支える契機ともなっている。

4. 内部からの干渉としての危機——アフリカからのバックラッシュ

¹⁵ 筆者も ICC と米国による制裁の概要を説明するために登壇依頼をいただき参加したが、当日は立ち見が出るほど人が集い、会場は熱気に溢れていた。ヒューマン・ライツ・ウォッチ「【10/9（木）院内学習会】米・トランプ政権による国際刑事裁判所（ICC）制裁に関する NGO 共同院内学習会 —日本政府に求められる役割とは—」<<https://www.hrw.org/ja/support-us/event/us-sanctions-targeting-the-international-criminal-court-and-those-supporting-its>> (accessed 8 December 2025).

4－1 バックラッシュ概念の導入

次に、本稿が「内部からの干渉」と呼ぶアフリカからのバックラッシュについて確認する。バックラッシュは、国際裁判所や国際人権制度への反発を説明する概念として、近年の国際政治学や国際法学で用いられている。

これまでもバックラッシュの概念に関して、たとえばマドセンは、制度の枠内で発生する法の発展に対する単なる反発を「プッシュバック (pushback)」と呼び、大幅な制度改革や裁判所の解体が引き起こされるようなバックラッシュと区別することを試みた。マドセンは、バックラッシュを「以前の法の状況に戻すだけでなく、変革または閉鎖することを目的として、(国際裁判所の) 権威に挑戦する異常な抵抗」であり、「通常の法の場を超えて、法のみならず、裁判所という制度そのものやその権威に対する批判を含む抵抗」と定義した¹⁶。このような定義に対しては、裁判所への抵抗が裁判所の行為を理由としない場合¹⁷も含まれる広すぎる定義であるとの指摘もあり、ロバットは行為者の目的や野心ではなく採用された手段と方法に焦点を当てることで、国際刑事裁判へのバックラッシュを「裁判の行為に対する政府の強烈かつ持続的な不承認であり、そのような行為に抵抗し、その法的効力を除去するための積極的な措置を伴うもの」と定義している¹⁸。いずれの定義にせよ、バックラッシュが国際裁判所の権威を抑制または逆転させることを目的と

¹⁶ Mikael Rask Madsen, Pola Cebulak and Micha Wiebusch "Backlash against international courts: explaining the forms and patterns of resistance to international courts," *International Journal of Law in Context*, 14(2), 2018.

¹⁷ たとえば、欧州司法裁判所から脱退した英国は、同裁判所に対する不服や反発が主たる要因ではなく、英国と EU との問題に起因していた。Andreas Hofmann "Resistance against the Court of Justice of the European Union," *International Journal of Law in Context*, 14(2), 2018.

¹⁸ Henry Lovat "International Criminal Tribunal Backlash" in Heller, Mégret and Nouwen et al. eds., *The Oxford Handbook of International Tribunal Backlash*, Oxford University Press, 2020.

した政府の行動であるとの捉え方は先行研究の間でも大方一致している。

アフリカから ICC に対しては、単なる不満表明にとどまらず、国際裁判所の権威や存在そのものを争点化し、その管轄権を縮小、あるいは制度を解体、再構築しようと試みられてきた。アフリカ諸国の ICC に対するバックラッシュは、しばしば「集団脱退」や「反 ICC 感情」といった単純化された言説で語られるが、その実態はより複雑であり、制度をいかに自らにとって利用しやすいものとして制御するかを模索する対外政策として理解する必要がある。この点、詳細は拙書で論じているが、本稿では国際的な裁判所へのバックラッシュを「裁判所の司法活動を受容できないアクターが裁判所を構成する法や規範に政治的かつ法的に挑戦することで、裁判所に対し優位な関係を新たに構築しようとする行為の総称」との定義に基づき考察する¹⁹。そこで以下にて、その戦略的アプローチの概要について触れる。

4－2 アフリカ連合非協力決定による法的根拠の創造

ICC とアフリカ諸国の関係が決定的に緊張した契機は、スーダンのオマル・バシール大統領（当時）に対する逮捕状発付であった。ICC は、国連安保理からの付託を受け、ダルフールにおける人道に対する犯罪や戦争犯罪の疑いに基づき、バシールに対する逮捕状を発し、ローマ規程締約国に対して逮捕・引渡しの協力を求めた。これに対し、AU 総会は 2009 年に加盟国はバシールの逮捕や引渡しに協力しないとの決定をおこなった²⁰。ここには、ローマ規程の義務と AU 決定との間に明確な緊張が生じている。

¹⁹ 藤井広重『現代アフリカの対外政策と国際刑事裁判所——司法介入に対するアフリカのバックラッシュ』晃洋書房、2026 年。

²⁰ このときの AU での議論の詳細については、藤井広重「国際刑事裁判所をめぐるアフリカ連合の対外政策の変容—アフリカの一体性と司法化の進捗からの考察」『平和研究』57 号、137-165 頁、2021 年。

AU 加盟国は多くは ICC の締約国でもあったため、ローマ規程上はバシール逮捕に協力する義務を負っているように考えられた。しかし、AU という地域機構の枠組みの中では、加盟国は総会決定に従う義務も課されることになる。この結果、アフリカの ICC 締約国は、ICC への協力義務と AU 決定に従う義務という二重の法的根拠を獲得し、状況に応じてどちらかを選択することができるようになった。実際、バシールがアフリカ諸国を訪問した際、逮捕は行われず、出国させた事例が複数存在しており、ICC に非協力であった締約国は、AU 決定に従ったことをその正当化の根拠としてあげていた²¹。

この非協力決定は、ICC にとって重大な危機であった。なぜなら、裁判所が発付した逮捕状が、最も多くの締約国を抱える地域において実質的に執行されないことを意味していたからである。他方で、この決定はアフリカ諸国が集団として ICC に対する交渉力を持つことを示す象徴的行為でもあった。アフリカのなかには ICC を支持し続けた国も存在するが、AU のフォーラムにおいてはアフリカの「一体性」が重視され、明確な反対表明は控えられる傾向にあった。そのため、ICC を支持する国々も、総会決定に正面から異を唱えることはまれであり、結果としてアフリカは全体として反 ICC 的な姿勢を示すことになった。

4－3 ACJHR 構想と地域的司法の優位化

アフリカ諸国は、ICC に対する批判を表明する一方で、自らの地域に根ざした司法メカニズムを構想することにも積極的であった。その代表例が、司法および人権アフリカ裁判所（African Court of Justice and Human Rights: ACJHR）構想である。ACJHR は、本来はアフリカ人権裁判所とアフリカ司法裁判所を統合

²¹ ICC 逮捕状発付以降、バシールの諸外国訪問は公表されている限り 99 回は確認できる。詳細は、藤井広重「主権国家体制と国際刑事裁判所による逮捕状:現職の国家元首に対する逮捕状執行をめぐるパラドックス」『主権国家体制と国連（国連研究 第 25 号）』国際書院、2024 年。

する計画として構想されていたが、2014年6月に赤道ギニアの首都マラボで開催されたAU総会にて、ジエノサイド罪や人道に対する犯罪、戦争犯罪など、ICCと重なる事項的管轄権を持つ地域的な刑事裁判所の設置文書（Protocol on Amendments to the Protocol on the Statute of the African Court of Justice and Human Rights（Malabo Protocol）：マラボ議定書）が成立した²²。

マラボ議定書最大の特徴は、現職の国家元首や政府高官に対する訴追免除の規定が導入された点である。これは、ローマ規程第27条の趣旨と真っ向から対立するものであった。ただし、アフリカ諸国の側からすれば、これは単に権威主義的リーダーを守るための仕掛けではなく、和平プロセスや権力移行を安定的に進めるためにも必要となる現実への政治的な対応として提示されている。

マラボ議定書は、現時点では唯一アンゴラが批准しており、発効には至っていない。しかし、その存在自体がICCに対する政治的メッセージとして機能している。すなわち、アフリカは国際刑事司法そのものを全面的に拒絶しているのではなく、自らの文脈に合致した地域的な司法を構想している、という立場を示すことで、ICCとの関係において一定の対等性や主体性を求めるものである。この意味で、ACJHR構想は、ICCと共に並立しうる「もう一つの国際刑事司法のフォーラム」を創出することを通じて、国際刑事司法の多元化と制御を目指す試みとして位置づけられる。

4－4 集団脱退戦略とICJ付託の試み

南アフリカ、ブルンジ、ガンビアなどがICCからの脱退手続を開始した2016年前後は、アフリカからの

²² なぜ、マラボ議定書への批准が進まないのかについても論じた詳細は、藤井広重「司法および人権アフリカ裁判所設置議論の変容：国際刑事裁判所との関係性からの考察」『アフリカレポート』57巻、61-72頁、2019年。

集団脱退が現実味を帯びて語られた時期であった。これを受け、AUはICCからの脱退戦略文書を策定し、加盟国の今後の対応方針を示した²³。この文書は、形式的には各国に脱退を義務づけるものではなく、むしろICCへの関与を戦略的に見直すための指針としての性格を持つ。そこでは、ローマ規程/規則の改正案、国連安保理改革の要請、国内刑事司法能力の強化、ACJHRの批准促進など、多様な方策が列挙されている。

ここに見られるのは、「脱退」をちらつかせながらも、実際には制度内部から影響力を行使しようとする姿勢である。アフリカ諸国は、集団脱退をオプションとして確保しつつ、それを交渉のレバレッジとして用い、ICCやASP、国連安保理に対して自らの不満や要求を突き付けているのである。これは、Hirschmanが企業・組織・国家といった社会制度が衰退（decline）または信頼を失う局面において、構成員が取り得る反応様式として提示した内部に留まり制度変更を求める「発言（voice）」にあたる行動といえよう²⁴。Hirschmanは、「脱退」するか「発言」するかを左右する媒介変数として、制度に対する心理的・規範的なコミットメントとして「忠誠（loyalty）」を指摘する。つまり、制度への不満は自動的に脱退に結びつくわけではなく、「脱退・発言・忠誠」の相互作用として選択行動が形成される点にあり、アフリカは一概に国際刑事司法に反対しているわけでは決してないことが窺える。

さらに、AUは、ローマ規程第27条と第98条の関係、国連安保理付託に伴う非締約国元首および政府高官の免責の扱いなどについて、国連総会に対してICJへの勧告的意見を求めるよう働きかけてきた²⁵。ICC

²³ 詳細は、篠田英朗「アフリカ諸国による国際刑事裁判所（International Criminal Court: ICC）脱退の動きの国際秩序論の視点からの検討」『国際関係論叢』第6巻第2号、24-45頁、2017年。

²⁴ Albert O. Hirschman, *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Harvard University Press, 1970.

²⁵ AUの視点からローマ規程第27条と第98条に関する説明を加えた詳細は、藤井広重「国際刑事裁判所をめぐるアフリカ連合の対外政策の変容—アフリカの一体性と司法化の進捗からの考察」『平和研究』57号、137-165頁、2021年。

は、自らの紛争解決機関として ICJ を想定していないが、国連総会が ICJ に勧告的意見を求めるることは可能であり、その判断は ICC を法的に拘束しないにせよ、政治的・規範的影響を持ちうる。アフリカはすでにチャゴス諸島問題に関して ICJ 勧告的意見を実現させた経験を有しており、その成功体験は ICC に関する争点でも同様のアプローチを採用する自信を与えている。

重要なことは、ICJ がどのような見解を示すかにかかわらず、そのプロセス自体が ICC に対する圧力となりうる、ということである。アフリカにとって重要なのは、ICJ が「自分たちの主張に沿った解釈」を示すかどうかだけでなく、ICC をめぐる争点を政治のフォーラムに引き出し、自らが主導して国際世論を形成しうる位置を確保することである。この意味で、ICJ 付託の試みは、ICC の法的権威を削ぐだけでなく、アフリカ諸国が国際司法アリーナを自らの手で再編しようとする動きの一環といえる²⁶。

4－5 ASP を通じた規程・規則改正と「制度の制御」

アフリカ諸国によるバックラッシュのなかでも、特に注目すべきは、国際刑事裁判所締約国会議（ASP）を通じて手続・証拠規則（Rules of Procedure and Evidence: RPE）の改正や解釈への働きかけである。ローマ規程の改正は、ASP またはレビュー会議における採択に加え、原則として締約国の 8 分の 7 による批准・受諾を必要とするため（ローマ規程第 121 条 3、4 項）、発効までの制度的ハードルが高い。他方、RPE の改正は、締約国または裁判官、検察官により提案され、締約国会議の構成国の 3 分の 2 による採択によって直ちに効力を生じる（同第 51 条 2 項）。このため、ローマ規程の条文そのものを改正するよりも、RPE

²⁶ このような司法戦の展開は、近年、ガンビアや南アフリカがジェノサイド防止条約に基づき、ICJ への訴えを提起した動きとも重なる点である。

改正を通じて裁判の運用に影響を与えようとする方が、アフリカ諸国にとって現実的な選択肢であったといえよう。

たとえば、ケニアは、当時ケニヤッタ大統領とルト副大統領が ICC で起訴された事案に関連して、RPE 第 134 条の改正を ASP に提案し、同 134bis、134ter、134quater という新規規則を追加することに成功した。これらは、被告人のビデオ出廷を認める規則（134bis）、部分的な出廷免除を認める規則（134ter）、そして「国家の最高レベルの公務」を理由とする出廷免除を認める規則（134quater）であり、この結果、二人の被告人は公判への実際の出席から大幅に解放され、国内政治の安定や権力維持にとって好ましい状況がもたらされた²⁷。

この事例は、アフリカ諸国が ICC からの脱退を選択することなく、制度内部のルールメイキングを通じて裁判の運用に影響を及ぼす、いわば ICC の制御を戦略として採用していることを示している。ASP はローマ規程締約国で構成されており、アフリカは最大の地域ブロックとして数的優位を持つ。この優位を生かして規則改正を主導することで、アフリカ諸国は ICC の運用に自らの政治的利害を反映させることも可能くなっている。

5. 危機とレジリエンス——制度の制御と三層からの視座

²⁷ ケニアをめぐる国内外の変容については、藤井広重「国際刑事裁判所による司法介入とケニアの司法制度改革——ケニアでの不処罰終止に向けられた内と外の論理の変容」『国際政治』210号、79-94頁、2023年。ローマ規程改正の動向や RPE の改正をめぐる ASP での議論についての詳細は、藤井広重『現代アフリカの対外政策と国際刑事裁判所——司法介入に対するアフリカのバックラッシュ』晃洋書房、2026年。

以上の検討から明らかなように、ICCは米国という非締約国からの制裁という外部からの干渉と、アフリカ諸国からのバックラッシュという内部からの干渉の両面から「危機」に晒されている。しかし、その危機は一方向的な制度崩壊への道筋としてだけではなく、制度をめぐる権力関係と規範構造の再編を促す契機としても捉えることができる。

まず、アフリカ諸国のバックラッシュを「制度の破壊」ではなく「制度の制御」として再解釈することは重要である。非協力決定、ACJHR構想、集団脱退戦略、ICJ付託の試み、ASPを通じた規則の改正などは、いずれもICCを直ちに解体することを目指したものではなく、ICCの権限や運用に自らの立場を反映させる試みである。その意味で、アフリカ諸国はICCを完全に排除しようとはしておらず、アフリカとしての一体性を持った強い声/発言（交渉力）を通じて制度を変えようとしている。これは、国際刑事司法が一方的にグローバル・ノースからグローバル・サウスへと押し付けるための制度として成立しているわけではなく、南側のアクターも制度形成に能動的に関与することができるアリーナとなってきたことを示している。

他方で、このようなアフリカの意思を反映し、ICCを制御しようとする試みが、被害者の権利や普遍的な正義の理念とどのように調和しうるのかは、慎重な検討を要する。現職の国家元首や政府高官の訴追免除や出廷義務の緩和が、政治的安定に資する一方で、責任追及の流れを弱める結果を生むことは否定できない。したがって、グローバル・サウス発の議論と不処罰文化を終止する正義の実現とのバランスをいかにとるかは、今後の国際刑事司法にとって中心的な課題となるであろう。ただし、ここで強調したいことは、結果として、既存の枠組みを堅持できなかったとしても、ICCそのものやその理念が崩壊したことを即座に意味するわけではない、ということである。

以上を踏まえ、本稿はICCのレジリエンスを、司法的(judicial)・外交的(diplomatic)・社会的(societal)という三つの層から捉えることを提示する。

まず、司法的レジリエンスとは、裁判官・検察官が政治的圧力や資源制約の中にあっても、一貫性のある法解釈と判例を積み重ねることによって、ICC の法的権威と正統性を維持しようとする力である。裁判所の内部で、補完性の原則に基づく受理許容性の判断、現職国家元首・政府高官の訴追、逮捕協力義務に関する決定が積み重ねられることが、この代表例である。これらの判例はしばしばアフリカ諸国や大国から激しい政治的批判を招いたが、同時に、政治的紛争を法的争点へと翻訳し、ICC 自身の独立した司法機関としての一貫性を確立する営みとも評価できる。判例の蓄積は、短期的には政治的反発を招きうるが、長期的には「政治からの距離」を担保しうる専門的判断の枠組みを形成し、ICC の持続可能性を支える要素となる。

次に、外交的レジリエンスとは、ICC を支持する国家・地域機構が、外交の場において裁判所の独立性と役割を擁護し、必要な資源・協力を提供し続ける力である。米国による IEEPA 制裁が発動された際、EU やその構成国は迅速に反応し、ICC を「国際正義の礎石 (cornerstone of international justice)」と位置づけ、制裁への深い遺憾と裁判所への支持を繰り返し表明した²⁸。2025 年にも、追加制裁が科された際に、EU 外務・安全保障政策上級代表は「国際法秩序への広範な攻撃」の一環としてこれを批判し、EU として ICC 支援の具体的手段を検討していると述べている²⁹。さらに、58 の NGO が EU に対し「高まる地政学的緊張の中で ICC を防衛すべき」と共同声明を出し、EU による制度支援を求めていることも、ICC 支援の外交的ネットワークが国家と市民社会をまたいで形成されていることを示している³⁰。こうした外交的レジリエン

²⁸ Statement by the High Representative on US sanctions against two Deputy Prosecutors and two judges of the International Criminal Court, 21.Aug.2025 <https://www.eeas.europa.eu/eeas/statement-high-representative-us-sanctions-against-two-deputy-prosecutors-and-two-judges_en?utm_source=chatgpt.com> (accessed 8 December 2025).

²⁹ "EU's Kallas says bloc looking for ways to support ICC," Reuters, 27 Oct. 2025 <https://www.reuters.com/world/eus-kallas-says-bloc-looking-ways-support-icc-2025-10-27/?utm_source=chatgpt.com> (accessed 8 December 2025).

³⁰ "EU: Joint statement calls for strong defense of the ICC amid rising geopolitical tensions," ICJ, 8 Apr. 2025 <<https://www.icj.org/eu-joint-statement-calls-for-strong-defense-of-the-icc-amid-rising->

スは、財政的拠出や捜査協力だけでなく、不当な政治的圧力に対する「防波堤」として機能する象徴性を有し、ICC が国際政治の中で完全に孤立することを防いでいる。

最後に、社会的レジリエンスとは、市民社会、被害者団体、学術界、メディアなど非国家アクターが、ICC の活動を批判的に監視しつつも、その存在意義と必要性を支え続ける力である³¹。たとえば、ヒューマン・ライツ・ウォッチやアムネスティ・インターナショナルをはじめとする国際 NGO は、ICC の偏りや限界を指摘しつつも、「最後の手段としての不可欠な裁判所 (indispensable court of last resort)」としての役割を繰り返し強調してきた。ケニアの事例などでは、ICC に対する攻撃に対しても、アフリカの人権団体と連携して裁判所擁護の声をあげてきた。学術界においても、アフリカからのバックラッシュや米国の制裁を批判的に分析しつつ、ICC の選択性・偏り・制度設計上の問題を可視化する研究と、「それでもなお国際刑事司法の枠組みをどう維持・改善するか」という処方箋型の議論が本論文集の企画をはじめ蓄積されつつある。たとえば、筆者が 2026 年 3 月に開始する「Global Justice from Asia (GJA)」プロジェクトは、アジア各国の若者・研究者・実務家が一堂に会し、武力紛争後の正義と平和のあり方を多元的に議論するためのプラットフォームとして構想している³²。そこでは、ICC の是非だけを争点とするのではなく、真実委員会、特別法廷・ハイブリッド法廷、伝統的紛争解決メカニズム、再分配政策や社会的権利の保障など、広義の移行期正義の諸策を比較検討の対象とする。そして、ICC を重要な選択肢ではあるが、国際刑事司法の唯一の選

[geopolitical-tensions/?utm_source=chatgpt.com](https://www.globaljusticefromasia.org/) (accessed 8 December 2025).

³¹ たとえば、2025 年 8 月の米国による ICC 制裁直後には NGO によってオンラインでの共同会見が催され、ICC への強い支持が表明された。ヒューマンライツ・ナウ「【9/12(金)記者会見のご案内】米・トランプ政権による ICC 制裁に関する NGO 共同会見 —日本政府に求められる役割とは—」<<https://hrn.or.jp/news/28166/>>(accessed 8 December 2025).

³² Utsunomiya University Global Justice & Peace Research Institute (UU-GJP) による取り組み <<https://cmps.utsunomiya-u.ac.jp/peace-and-human-rights/>> (accessed 8 December 2025).

択肢としてではなく、持続性のある平和を実現するグローバルジャスティスの一要素として位置づけ直す契機になるとを考えている。

このようなレジリエンスからみられる動きは、必ずしも ICC を無条件に支持するわけではない。むしろ、批判と擁護を行き来しながら制度改革の方向性を模索していることが読み取れる。そして、現在 ICC が直面している「危機」は、これら三層のレジリエンスを試すストレステストであると同時に、それらを強化する機会でもある。米国の制裁に対して国内司法や EU が反応したように、外部からの攻撃は、逆説的に ICC を支えるアクターの連帯を強めることもある。アフリカからのバックラッシュも、ICC 側の対応如何によっては、より包摂的かつ多元的な国際刑事司法制度への移行を促す契機となりうる。この意味で、ICC の危機は、単に制度が外部から攻撃されているという受動的状態ではなく、司法的・外交的・社会的レジリエンスの三層を通じて、制度の核となる規範である不処罰の終止を維持しつつ、より多元的かつ公平な運用へと変容しうるかどうかを問うプロセスとして捉えることができる。その成否は、ICC 自身の対応だけでなく、日本を含む各地域の国家・市民社会・学術界がこの制度にいかなる関与を選択するのかに、かかっている。

6. おわりに——危機を契機として捉える

本稿は、ICC の「危機」をどのように捉えるべきか、という問い合わせに対して、米国による制裁という外部からの圧力と、アフリカ諸国によるバックラッシュという内部からの圧力の双方を素材に考察を行った。米国の制裁は、ICC を自国および同盟国の利益に対する脅威として位置づけ、その活動を萎縮させることを意図したものである。他方、アフリカからのバックラッシュは、非協力決定、ACJHR 構想、脱退戦略文書、ICJ への勧告的意見要請、さらには ASP を通じた規程・規則改正への働きかけなど、ICC の権限行使や制度運用

に対する構造的な異議申し立てとして現れた。

しかし、こうした動きは、必ずしも ICC の衰退や制度崩壊を意味するものではない。補完性の原則、現職の国家元首や政府高官の訴追をめぐる法理、国連や国連安保理との連動など、ICC にはそもそも複数の法的・政治的な争点が組み込まれており、これらが国家・地域機構・市民社会と接続する地点が「制度的接合点」となって、緊張を生み出すことにつながる。本稿が示したように、ICC は固定的な司法機関ではなく、権限の範囲や正当性をめぐって各アクターが絶えず交渉を繰り広げるアリーナとしても機能している。米国制裁が EU や他の締約国による ICC 擁護を誘発したように、危機は逆説的に裁判所を支える政治的連携を活性化させる契機ともなり得る。また、アフリカ諸国のバックラッシュも、制度の破壊ではなく、適用範囲や理念の再調整を求める「制度の制御」として理解しうる。

この観点に立つと、ICC の危機は、国際刑事司法制度がいかなる規範的基盤と政治的基盤に支えられ存立しているかを問い合わせし、新たな制度配置やアクター間関係の再編を促す契機として捉えられる。たとえば、アフリカの動きは、国際刑事司法がもはやグローバル・ノースから一方向的に規範が移転される領域ではなく、グローバル・サウスが積極的に形づくる領域へと移行しつつあることを示唆している。他方で、その過程で被害者の権利や普遍的な正義が後退する危険も存在し、制度の制御と正義の実現の均衡をいかに図るかが今後の中心的課題となる。

こうした分析を踏まえ、本稿は ICC をめぐるダイナミクスを理解する新たな視座として、司法的・外交的・社会的という三層からなるレジリエンス・モデルを提示した。各層がどのように制度の持続性と変容を支え、あるいは制限しているのか、精緻な検証は今後に委ねたいが、本稿で提示した枠組みは、危機を通じて制度がどのように作用し、また変わりうるのかを考察するうえで有用である。今後は、各レベルが ICC の制度運用や正統性にどのような影響を及ぼすのかを、判例や解釈・外交交渉・市民社会の動向などの経験的

データを通じて検証を進めたい。

国際機構に対する「危機」は、その制度を弱めるだけでなく、内在する矛盾や不均衡を可視化し、再構築を試みる契機となる。ICC が直面した危機も、国際刑事司法がいかなる理念と政治的な基盤の上に成立し、いかに修正されるべきかという問い合わせを提起するものである。すなわち、ICC の今後を決定づけるのは、単一の地域やアクターではなく、アフリカ、欧州、ラテンアメリカ、アジア太平洋といった多様な地域の経験と視点が交錯するなかで形成されるような、対話的かつ多元的なプロセスである。本稿での議論を「危機」と「レジリエンス」の両義性を理解するための理論的足場とし、ICC の「危機」を制度の終焉ではなく、国際刑事司法の再構築を導く契機として捉える観角こそ、これから的研究と政策形成に不可欠ではないかと提示し、本稿の結びとしたい。

謝辞：本稿は、2025 年 1 月から 4 月まで国際刑事裁判所（ICC）において客員専門家として勤務した経験を基礎に、国際人権法学会第 37 回研究大会 ICC インタレストグループにて報告した「国際刑事裁判所（ICC）の危機とレジリエンス：アフリカの経験からアジアを見る」をもとに加筆修正したものである。また、本稿は JSPS 科学研究費助成事業・基盤研究（B）（課題番号 25K00607、研究代表者：藤井広重）および第 53 回三菱財団人文科学研究助成「アフリカ諸国による国際刑事裁判規範の形成に関する研究」の助成を受けた研究成果の一部である。